

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年6月13日
【計算期間】	第4期（自 2018年3月16日 至 2019年3月15日）
【ファンド名】	ミルバーン・コーナーストーン・ファンド
【発行者名】	リクソー投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ローラン・ルノー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル
【事務連絡者氏名】	伊藤 妙子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル
【電話番号】	03-6777-6900
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

##### ファンドの目的

この投資信託は、主としてジャージー籍外国投資法人「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし））」（「投資ファンド」）の投資証券へ投資を行うことにより、投資ファンドが運用目標とする「世界の多様な市場の先物取引および上場投資信託証券等への投資により、運用戦略のボラティリティを抑制し、さまざまな環境下において収益の獲得を目指す」という運用成果を獲得することを目的とします。

##### 信託金の限度額

1,000億円とします。

##### ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類の属性区分に該当します。

商品分類表（該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型投信 <b>追加型投信</b>	国内 海外 <b>内外</b>	株式 債券 不動産投信 その他資産 <b>資産複合</b>	インデックス型  <b>特殊型</b> <b>(絶対収益追求型)</b>

該当する商品分類の定義について

項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (絶対収益追求型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (含、日本)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) その他 ( )	ファミリー ファンド  <b>ファンド・ オブ・ファンズ</b>	あり	ブル・ペア型 条件付運用型  <b>絶対収益追求型</b> その他 ( )
不動産投信		エマージング		なし	
<b>その他資産 (投資信託証券(資産複合(先物取引(株式・債券・商品・通貨等)・上場投資信託証券)))</b>					
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

項目	該当分類	分類の定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(先物取引(株式・債券・商品・通貨等)・上場投資信託証券)))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数の資産(先物取引(株式・債券・商品・通貨等)・上場投資信託証券)に投資を行う旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(含、日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
特殊型	絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、上記以外の用語の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、複数の資産(先物取引(株式・債券・商品・通貨等)・上場投資信託証券)を主要投資対象とします。したがって、

「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

### ファンドの特色

ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

世界の多様な市場の先物取引およびETF<sup>\*1</sup>などへの実質的な投資により、運用戦略のボラティリティを抑制し、さまざまな環境下において収益の獲得を目指します。

### ファンドの特色

① 主として実質的に、世界の株式・債券・為替・商品などの先物取引(為替においては先渡取引も活用します。)および世界の株式・債券・REIT<sup>\*2</sup>・MLP<sup>\*3</sup>などを原資産とするETFなどに定量的な分析に基づいて投資を行います。ETFなどにおいては買建ポジション、先物取引などにおいては買建ポジションおよび売建ポジションを構築します。

- 当ファンドにおいて、「買い建て」とは先物取引などを買い建てるごととETFなどを保有すること、また「売り建て」とは先物取引などを売り建てるごとをいいます。

② 先物取引およびETFなどへの投資は、ミルバーン社が投資助言するマネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし))<sup>\*4</sup>への投資を通じて行います。また、リクソー・マネー・マザーファンドIIへの投資を通じて、我が国の短期公社債などに投資を行います。

- 投資ファンドの組入比率は高位を目指します。

③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

1 ETFとは、取引所に上場されている投資信託（上場投資信託証券）のことをいいます。

2 REITとは、不動産投資信託証券のことをいいます。投資家から資金を集めてさまざまな不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人が発行する証券の一般総称です。

3 MLPとは、米国のエネルギーインフラへの投資促進などを目的とする共同投資事業形態の一つです。

4 以下、「投資ファンド」ということがあります。

## 投資ファンドのポイント

### ●幅広い投資対象

先物取引およびETFなどを活用し、株式・債券・為替・商品・MLP・REITなど、世界の市場にまたがる幅広い資産を主要投資対象とします。

### ●買い建てと売り建てを行う運用手法

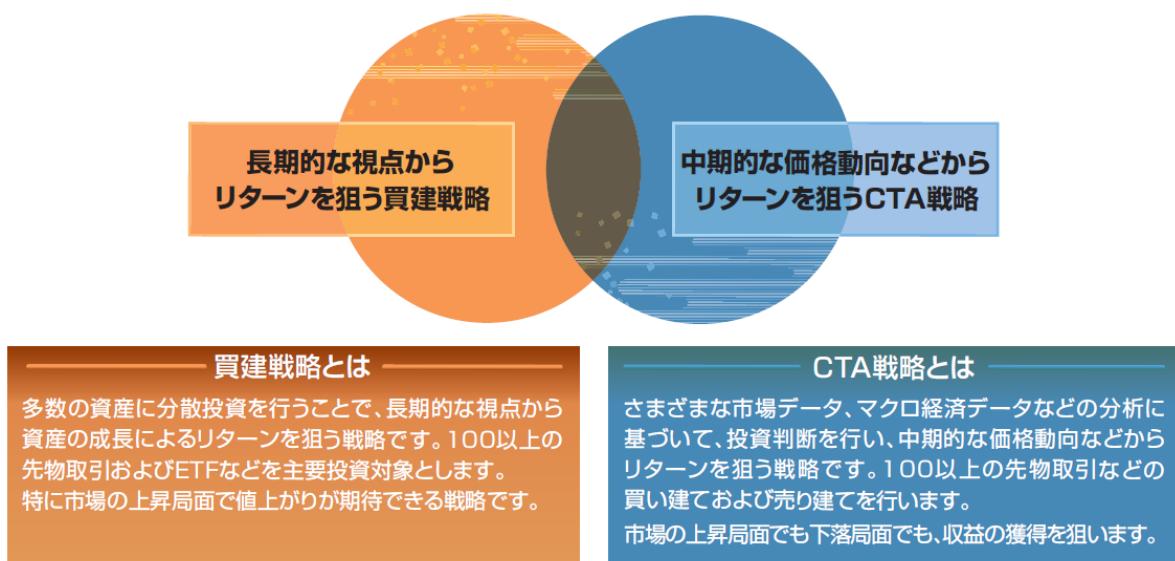
買い建てと売り建ての双方を活用することにより、市場の上昇局面、下落局面の双方をリターンの獲得機会とします。

### ●ボラティリティを抑制

ポートフォリオの調整によりボラティリティを抑制し、長期投資に適した運用を狙います。

### ●買建戦略とCTA 戦略の活用

値動きのある資産に投資することにより、リターンの獲得を目指しますが、値下がりすることもあります。投資ファンドにおいては、長期的な視点から値上がりを狙う買建戦略と、中期的な価格動向などからリターンを狙うCTA戦略を融合させ、さまざまな環境下においてリターンの獲得を目指します。



### ●リクソー社による分別管理

投資ファンドはミルバーン社が投資助言を行いますが、同時にリクソー社のマネージド・アカウントでポートフォリオ管理が行われています。

#### リクソー社（正式名称：リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス）とは

- フランス最大級のユニバーサルバンクであるソシエテ・ジェネラルの100%子会社です。
- マネージド・アカウントでは、約166億ユーロ（≈2兆600億円）\*にのぼる業界トップクラスの資産を受託しています。

\* 2019年3月末現在。1ユーロ=124.35円として換算

#### マネージド・アカウントとは

- 投資ファンドにおいては、投資助言を行うミルバーン社から資産を切り離し、分別管理を行う手法です。
- 複雑な手法にて運用されるファンドのオペレーションリスク対策として、高い信頼を得ている手法です。

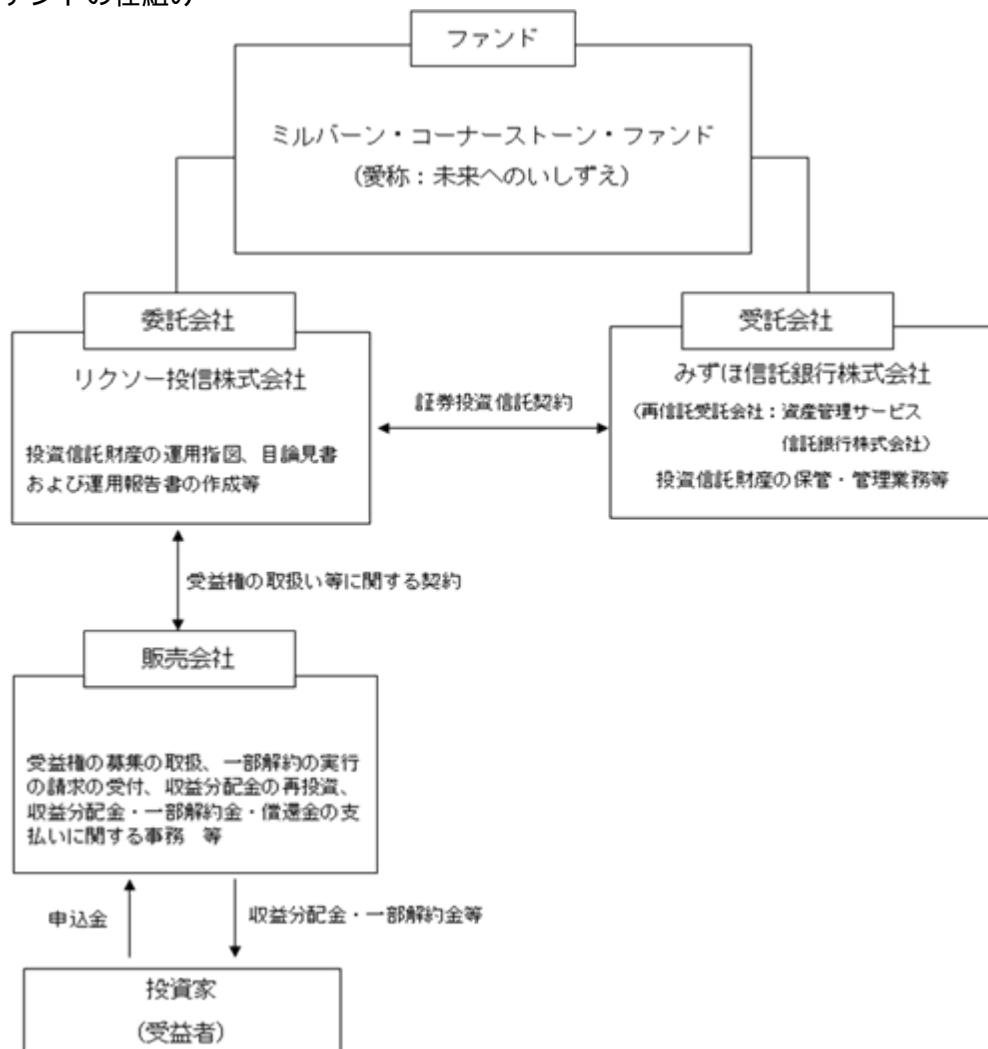
上記の内容は、ファンドの仕組みをご理解いただくためのものであり、実際の運用とは異なることがあります。  
市況動向および資金動向などにより、上記のとおりの運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2015年4月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

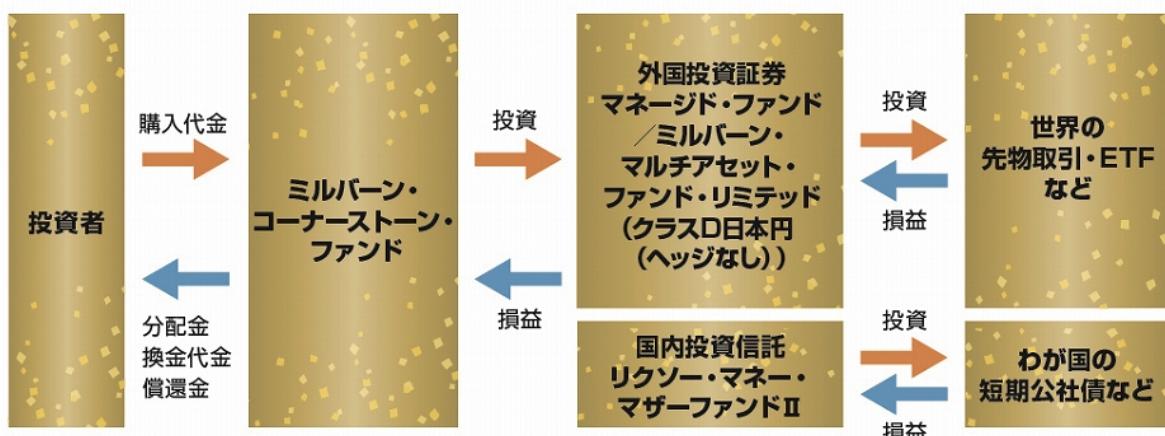
### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み



■当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことをいいます。



上記イメージ図は、ファンドの仕組みをご理解いただくためのものであり、実際の運用とは異なることがあります。市況動向および資金動向などにより、上記のとおりの運用が行えない場合があります。

## 委託会社およびファンドの関係法人の運営上の役割

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社）の名称ならびに運営上の役割の概要は以下のとおりです。

### 1) 委託会社：リクソー投信株式会社

ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

### 2) 受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の処理の一部を資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、金融機関、第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

### 3) 販売会社：ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、受益者からの一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

## 委託会社と関係法人との契約の概要

### 1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

### 2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社との間では、受益権の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

## 委託会社の概況

### 1) 資本金の額（2019年4月末現在）：498百万円

### 2) 会社の沿革

2007年4月6日	リクソー投信株式会社設立
2007年7月12日	投資信託委託業の認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業者として登録

### 3) 大株主の状況（2019年4月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率(%)
ソシエテ・ジェネラル	フランス、75009 パリ、オスマン通り29番	9,960株	100.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 基本方針

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資対象

ジャージー籍外国投資法人「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし））」投資証券を主要投資対象とします。

また、リクソー・マネー・マザーファンド（以下、「マネーマザーファンド」ということがあります。）受益証券へも投資を行います。

#### 投資態度

- 投資信託証券への投資比率は、原則として高位を維持し、主として投資ファンドの投資証券へ投資を行います。また、マネーマザーファンド受益証券へも投資を行います。
- 投資ファンドが保有する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては暫定的に上記と異なる運用を行う場合があり、この場合にはファンドの目的が達成されない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. 金銭債権（前記a.および後記c.に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - c. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

#### 投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてジャージー籍外国投資法人「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし））」（「投資ファンド」）の投資証券およびリクソー投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「リクソー・マネー・マザーファンド」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### 投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記1)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### ファンドが主に投資対象とする投資信託証券の概要

- マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし））（「投資ファンド」）の概要

名 称	マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし））
ファンドの形態	ジャーニー籍／外国投資法人／円建て（ヘッジなし）
運 用 目 的	世界の多様な市場の先物取引および上場投資信託証券等への投資により、運用戦略のボラティリティを抑制し、さまざまな環境下において収益の獲得を目指すことを運用目的とします。
主要投資対象	先物取引（株式、債券、為替、商品等）等 上場投資信託証券（ETF）（株式、債券、REIT、MLP等）
運 用 方 針	<p>■幅広い投資対象 先物取引およびETFなどを活用し、株式・債券・為替・商品・MLP・REITなど、世界の市場にまたがる幅広い資産を主要投資対象とします。</p> <p>■買い建てと売り建てを行う運用手法 買い建てと売り建ての双方を活用することにより、市場の上昇局面、下落局面の双方をリターンの獲得機会とします。</p> <p>■ボラティリティを抑制 ポートフォリオの調整によりボラティリティを抑制し、長期投資に適した運用を狙います。</p> <p>■買建戦略とCTA戦略の活用 値動きのある資産に投資することにより、リターンの獲得を目指しますが、値下がりすることもあります。投資ファンドにおいては、長期的な視点から値上がりを狙う買建戦略と、中期的な価格動向などからリターンを狙うCTA戦略を融合させ、さまざまな環境下においてリターンの獲得を目指します。</p>
運 用 会 社	エス・ジー・クライノート・ハンプロス・コーポレート・サービスーズ（シーアイ）リミテッド
副 運 用 会 社	リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス
投 資 助 言 会 社	ミルバーン・リッジフィールド・コーポレーション・インク

#### ●リクソー・マネー・マザーファンドIIの概要

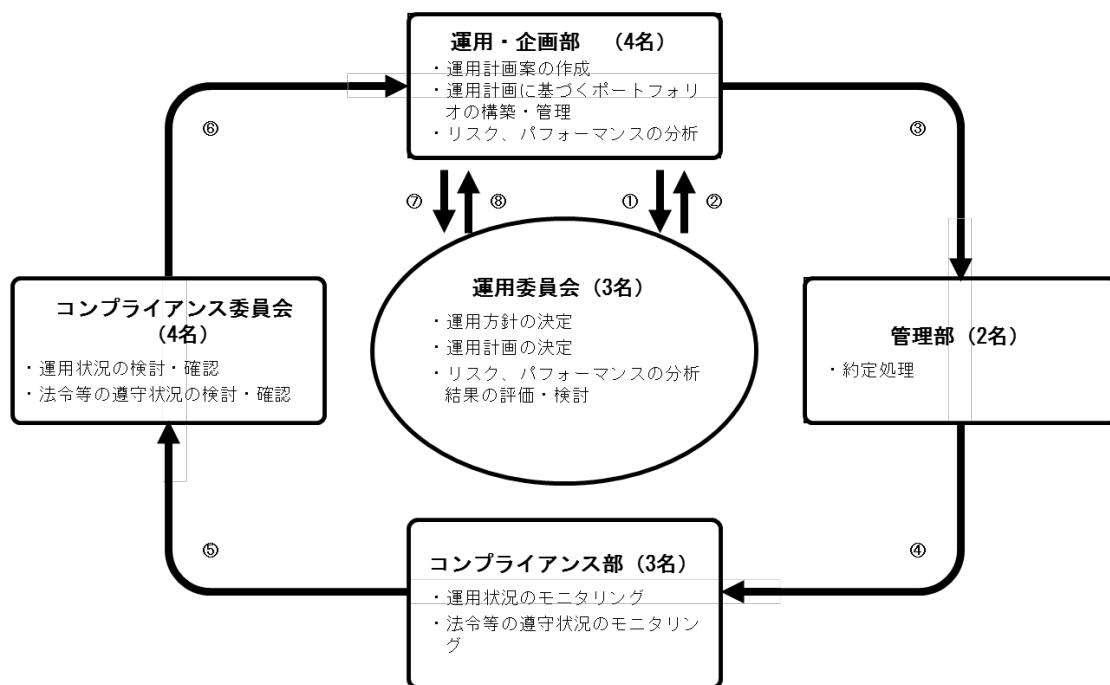
名 称	リクソー・マネー・マザーファンドII
ファンドの形態	国内籍／親投資信託
運 用 目 的	投資信託財産の安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨表示の短期有価証券
運 用 会 社 ( 委 託 会 社 )	リクソー投信株式会社

### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

委託会社は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



#### 運用計画の作成

運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会に提出します。

#### 運用計画の決定

運用委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。

#### 運用の実行、売買の発注・約定

運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。

約定結果は管理部において処理されます。

#### 発注伝票のチェック

処理済の発注伝票はコンプライアンス部においてチェックを受けるとともに、運用状況や法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。

#### 、モニタリング結果の報告・確認

コンプライアンス部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。

#### リスク、パフォーマンスの分析

運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。

#### リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討

運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運用計画に反映されます。

前記の運用体制等は2019年4月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

### (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

毎決算時（毎年3月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づき運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益の分配

信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前記の収益分配方針にしたがって行います。

- 1) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることもできます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に、販売会社を通じてお支払いを開始します。また、自動けいぞく投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

### ファンドの投資信託約款で定める主な投資制限

投資信託証券への投資（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーラルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

株式への投資（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

信用リスクの集中回避（「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャーラルックスルーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーラルックスルーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超

ることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 資金の借入れ（投資信託約款第27条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### <基準価額の変動要因>

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動等の影響も受けます。

**これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

**したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

#### 価格変動リスク

株式、債券、通貨・為替、商品等を原資産とする先物取引等の価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。このため、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いたことによる損失の発生は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

株式、債券、REIT、MLP等を原資産とするETFの価格は、投資対象となる原資産の価格の動きや取引されている市場での需給等の影響を受けて変動します。このため、ETFの価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般的に、外貨建資産の表示通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

#### レバレッジリスク

先物取引等によりレバレッジをかけた取引を行う場合には、先物取引等の価格が予想した方向と反対方向に動いた場合に、レバレッジがかかっていない場合に比べて損失が拡大し、当ファンドの基準価額に大きな損失を与える場合があります。

#### カントリーリスク

投資対象や取引対象となる国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制、税制等の影響により、対象資産の価格や表示通貨の価値が大きく変動する場合があり、その結果生じた損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、特に新興国には次のようなリスクが考えられます。

- 政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性
- 他国との外交関係の悪化、クーデター、資産移転に関する規制や外国からの投資に対する規制の導入等の可能性
- 法制度や社会基盤、情報開示制度の未整備または慣習の相違等により、正確な情報の入手が困難となる可能性

#### 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況、信用状況、外部評価の変化等の影響による当該有価証券の価格の下落や当該有価証券に係る債務不履行は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

公社債の価格は、金利の変化により変動します。一般的に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

#### 流動性リスク

市場環境の急変等により投資対象や取引対象の流動性が低下し、購入や売却に支障が生じる場合があり、その結果として当ファンドが損失を被り、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

投資ファンドの購入や換金の一部または全部が制限・中止・延期された場合等には、当ファン  
ドにおける投資ファンドの購入や換金に支障が生じる場合があり、その結果として当ファン  
ドが損失を被り、当ファンの基準価額が下落する場合があります。

#### 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドは、投資ファンドを高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、  
当ファンドの基準価額は、投資ファンドの価格変動の影響を大きく受けて変動します。

基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意事項>

##### 収益分配金に関する留意事項

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行う  
ものではありません。基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将  
来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配  
金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買  
益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比  
べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファン  
ドの收益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部  
戻しに相当する場合があります。

##### クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オ  
フ）の適用はありません。

#### その他

資金動向、市況動向等によっては、当ファンドが目的とする運用が行えない場合や、当ファン  
ドの投資目的が達成されない場合があります。

#### <ファンドのリスクの管理体制>

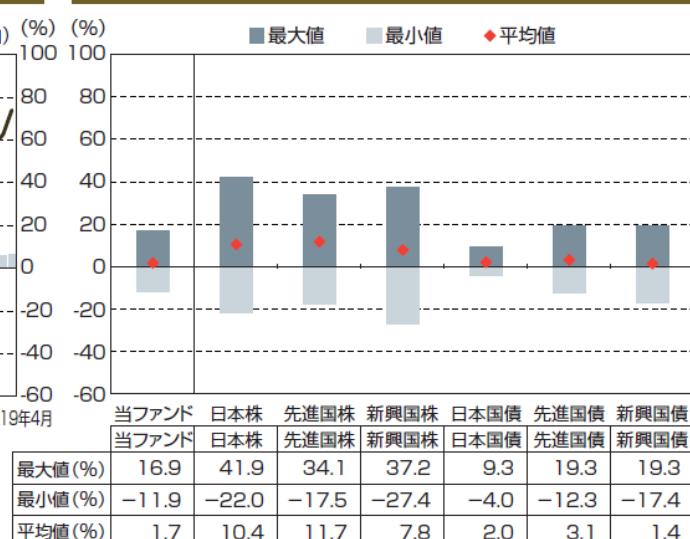
リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されま  
す。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス部では、運用  
ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリ  
ングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事  
項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

## (参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移  
(期間:2014年5月末~2019年4月末)

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(期間:2016年4月~2019年4月(当ファンド)、2014年5月~2019年4月(各資産クラス))



## 「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」について

- 「年間騰落率」とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- 「分配金再投資基準価額」については2015年4月から2019年4月までの各月末の数値を、「年間騰落率」については2016年4月から2019年4月までの各月末における年間騰落率を表示しています(当ファンドの設定日は2015年4月13日です。)。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について

- 当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドにおいては2016年4月から2019年4月までの期間、他の代表的な資産クラスについては2014年5月から2019年4月までの5年間の各月末における年間騰落率の平均・最大・最小を表示しています。
- 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 MSCI Kokusai (World ex Japan) Index(配当込み、円ベース)

新興国株 MSCI EM (Emerging Markets) Index(配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI 国債

先進国債 FTSE World Government Bond Index(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE World Government Bond Indexに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

\*消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

詳しくは販売会社または後記の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）時に手数料はかかりません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額となります。

信託財産留保額とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間の途中で換金する投資者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産中に留保されます。

### (3) 【信託報酬等】

#### < ファンドの信託報酬 >

信託報酬の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.0584%<sup>\*</sup>（税抜年0.98%）の率を乗じて得た額とします。

\*消費税率が10%となった場合は、1.0780%となります。

また、下記の配分も相応分上がります。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.3672% (税抜 年0.34%)	年0.6480% (税抜 年0.60%)	年0.0432% (税抜 年0.04%)	年1.0584% (税抜 年0.98%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われ、委託会社が一旦收受した後、委託会社から販売会社に支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

### 信託報酬を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理 および各種事務手続き等
受託会社	投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

<投資対象とする投資信託証券の信託報酬（運用管理報酬）>

投資ファンド：純資産総額に対して年1.62%の率<sup>1</sup>を乗じて得た額（消費税等はかかりません。）

マネーマザーファンド：ありません。

### 実質的な負担

ファンドの純資産総額に年2.6784%程度<sup>\*</sup>（税抜 年2.60%程度）の率<sup>2</sup>を乗じて得た額（概算）

\* 消費税率が10%となった場合は、2.698%程度となります。

- 1： 投資ファンドにおける費用には年間の最低金額が定められている費用が含まれている場合があり、投資ファンドの純資産総額によっては年率換算で当該料率を上回る場合があります。
- 2： ファンドの料率と投資対象とする投資信託証券の料率等を合わせた実質的な運用管理費用（信託報酬）の料率です。この値は目安であり、投資ファンドの実際の組入れ状況により変動します。

### (4) 【その他の手数料等】

<ファンドに係るその他の手数料等>

#### 信託事務の諸費用等

- 1) 組入有価証券等の売買に要する費用および外貨建資産に関する保管費用等、資金の借入れを行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- 2) 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。
- 3) 前記1)および2)の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
  - a. 投資信託振替制度に係る費用
  - b. 有価証券届出書等開示書類（これらの訂正も含みます。）および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用
  - c. ファンドの受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用
  - d. ファンドの設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
 なお、前記a.からd.までに掲げる費用を総称して、以下「諸費用」といい、前記1)に掲げる投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等および立替金の利息、前記2)に掲げる投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに諸費用を総称して「諸経費」といいます。
- 4) 委託会社は、前記3)に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費

用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁受けることができます。

- 5) 前記4)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、投資信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- 6) 前記4)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、投資信託財産の計算期間を通じて毎日、費用計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

#### 主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容

組入有価証券等の売買に要する費用	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料
外貨建資産の保管費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
信託事務の処理に要する費用	事務処理に係る諸経費

有価証券届出書提出日現在、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.0108%<sup>\*</sup>（税抜 年0.01%）の率を乗じて得た額を上限に実費の額とします。

\* 消費税率が10%となった場合は、0.0110%となります。

有価証券届出書提出日現在、「諸費用」は投資信託財産の純資産総額に年0.108%<sup>\*</sup>（税抜年0.1%）を乗じた得た額を上限とします。

\* 消費税率が10%となった場合は、0.110%となります。

#### < ファンドが投資対象とする投資信託証券に係るその他の費用等 >

投資ファンドでは、ファンドの組成に要する費用や組入有価証券等の売買に要する費用、保管費用等がかかる場合があります。また、投資ファンドが投資対象とするE T Fについては、投資するE T Fの銘柄や組入比率を固定していないため、その費用を表示することができません。

「その他の手数料等」の中には、運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することができないものがあります。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者および内国法人である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のようになります。ただし、税法が変更・改正された場合には、以下の内容および本書における税金に関する記載の内容が変更になることがあります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

#### 個人の受益者に対する課税

##### 1) 収益分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかの選択をすることもできます。

時期	税率
2037年12月31日まで	20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5% )
2038年1月1日から	20% ( 所得税15%、地方税5% )

## 2) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の差益（一部解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益（譲渡益））については、譲渡所得として以下の税率で申告分離課税が適用され、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

時期	税率
2037年12月31日まで	20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5% )
2038年1月1日から	20% ( 所得税15%、地方税5% )

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については以下の税率で源泉徴収（源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。）が行われます。

時期	税率
2037年12月31日まで	15.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315% )
2038年1月1日から	15% ( 所得税15% )

## 個別元本方式について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- 1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- 3) なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年4月末日現在の税法に基づく記載です。税法が改正された場合などには、前記の内容および本書における税金に関する記載の内容が変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は、2019年4月26日現在の運用状況であります。  
また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

<ミルバーン・コーナーストーン・ファンド>

### (1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ジャージー	1,751,193,486	97.40
親投資信託受益証券	日本	40,917,353	2.28
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)		5,899,092	0.32
合計(純資産総額)		1,798,009,931	100.00

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ジャージー	投資証券	MILBURN MULTI - ASSET FUND	162,177.5779	10,468	1,697,674,885	10,798	1,751,193,486	97.40
日本	親投資信託 受益証券	リクソー・マネー・マザーファンド	41,024,016	0.9975	40,921,456	0.9974	40,917,353	2.28

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.40
親投資信託受益証券	2.28
合計	99.67

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2016年 3月15日)	12,921,824,384	12,921,824,384	0.9072	0.9072
第2計算期間末 (2017年 3月15日)	6,853,316,666	6,853,316,666	0.9774	0.9774
第3計算期間末 (2018年 3月15日)	2,926,102,126	2,926,102,126	0.9452	0.9452
第4計算期間末 (2019年 3月15日)	1,943,420,938	1,943,420,938	1.0056	1.0056
2018年 4月末日	2,944,962,258		0.9724	
5月末日	2,917,863,889		0.9763	
6月末日	2,915,038,036		0.9846	
7月末日	2,827,998,266		0.9936	
8月末日	2,857,784,526		1.0102	
9月末日	2,826,141,271		1.0133	
10月末日	2,248,787,471		0.9726	
11月末日	2,220,418,597		0.9946	
12月末日	2,128,668,675		0.9627	
2019年 1月末日	2,074,321,968		0.9608	
2月末日	1,975,633,135		0.9950	
3月末日	1,930,443,895		1.0067	
4月末日	1,798,009,931		1.0352	

### 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間末	2015年 4月13日～2016年 3月15日	0.0000
第2計算期間末	2016年 3月16日～2017年 3月15日	0.0000
第3計算期間末	2017年 3月16日～2018年 3月15日	0.0000
第4計算期間末	2018年 3月16日～2019年 3月15日	0.0000

### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間末	2015年 4月13日～2016年 3月15日	9.28
第2計算期間末	2016年 3月16日～2017年 3月15日	7.74
第3計算期間末	2017年 3月16日～2018年 3月15日	3.29
第4計算期間末	2018年 3月16日～2019年 3月15日	6.39

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間末については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間末	2015年 4月13日～2016年 3月15日	18,001,613,369	3,757,215,880
第2計算期間末	2016年 3月16日～2017年 3月15日		7,232,934,655
第3計算期間末	2017年 3月16日～2018年 3月15日	110,529,034	4,026,109,287
第4計算期間末	2018年 3月16日～2019年 3月15日	31,748,476	1,195,015,187

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注)設定数量には当初募集期間中の設定口数を含みます。

#### (参考)

リクソー・マネー・マザーファンド

#### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)		40,915,366	100.00
合計(純資産総額)		40,915,366	100.00

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

##### 種類別投資比率

該当事項はありません。

##### 投資不動産物件

該当事項はありません。

##### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### <参考情報>

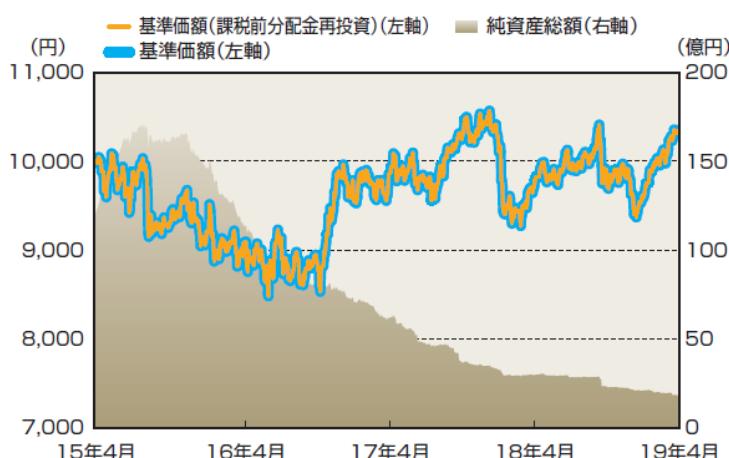
<運用実績> ( 基準日 : 2019年4月26日現在 )

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※ ファンドの運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

## ■基準価額・純資産の推移

(期間: 2015年4月13日～2019年4月26日)



基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

## ■分配の推移

決算期	分配金
1 2016年3月	0円
2 2017年3月	0円
3 2018年3月	0円
4 2019年3月	0円
5	一円
設定来累計	0円

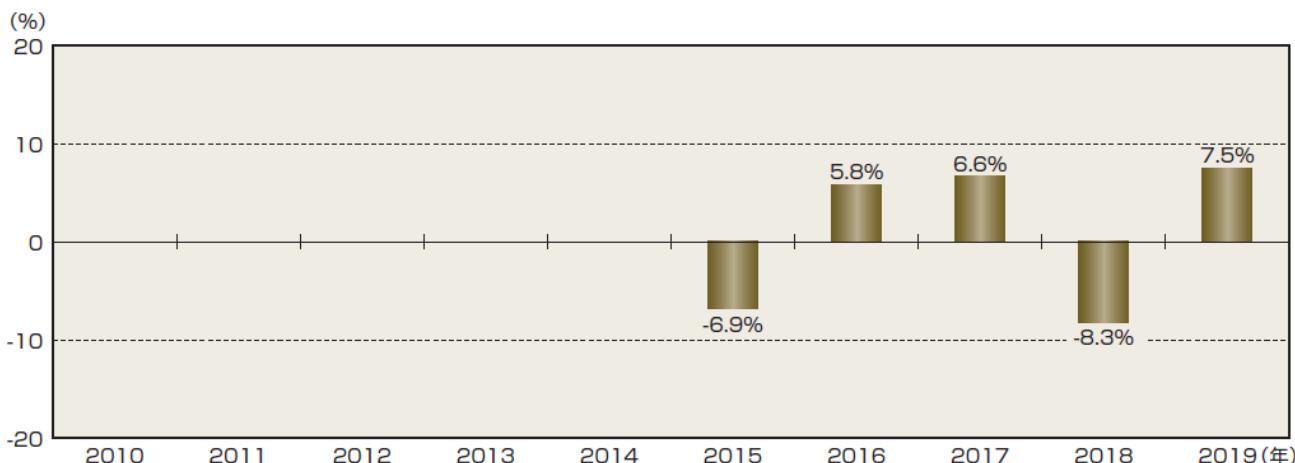
分配金は1万口あたり、税引き前です。

## ■主要な資産の状況 (2019年4月26日現在)

銘柄名	投資比率
マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD日本円(ヘッジなし))	97.4%
リクソー・マネー・マザーファンドII	2.3%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

## ■年間收益率の推移(暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2015年は設定日(2015年4月13日)から12月末まで、2019年は4月末までの收益率です。

年間收益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものとして計算しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

ファンドの取得申込者は、販売会社所定の手続きを行ったうえで、取得申込みを行うものとします。

原則として毎ファンド営業日 に取得申込みを受付けます。ただし、取得申込日から起算してファンド営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）しない場合には、当該日での取得申込みの受付けは行いません。また、国内外の祝休日の状況によっては、別途、取得申込みの受付けを行わない日を設ける場合があります。

「ファンド営業日」とは、日本の営業日であり、かつ、ジャージー、ロンドン、ニューヨークおよびパリの銀行が営業している日をいいます。日本の営業日は単に「営業日」といいます。以下同じ。

受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌取得申込受付日での取扱いとなります。

#### (2) 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

#### (3) 申込手数料

申込価額に3.24%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

\*消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

#### (4) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 申込代金の支払

ファンドの取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに申込代金（申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。））を当該販売会社に支払うものとします。

#### (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (7) 取得申込の中止等

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、投資ファンドの運用の中止、投資ファンドの価格の算出・公表等の遅延・停止、投資ファンドの購入や換金の一部または全部の制限・延期・中止、その他やむを得ない事情があるときには、委託者の判断で受益権の取得申

込みの受け付けを制限・中止する場合があります。また、既に受け付けた取得申込みを取消しする場合があります。

- (8) ファンドは、1933年米国証券法（改正を含む。以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録される予定ではなく、米国においてまたは米国人に対して申込み、譲渡、移転または割当てを行うことはできません。ファンドは米国人に対して売付けはなされず、米国外において米国人以外に対してのみ売付けがなされます。

上記における「米国人」とは以下の意味です。(A) 米国証券法に基づくレギュレーションSの意味における「米国人」(U.S. Person)、(B) CFTC規則4.7(a)(1)(iv)が定義する「非米国人」(Non-United States person)以外の者、または(C) 1986年内国歳入法（改正を含む）のセクション7701(a)(30)の意味における「米国人」(U.S. Person)。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 換金（解約）方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、原則として毎ファンド営業日を一部解約請求受付日として一部解約の実行の請求の申込みを行うことができます。ただし、一部解約請求の申込日から起算してファンド営業日が2日間連続（土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。）しない場合には、当該日での一部解約の実行の請求の申込みの受け付けは行いません。また、国内外の祝休日の状況によっては、別途、一部解約の実行の請求の申込みの受け付けを行わない日を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求の申込みの受け付けは、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌一部解約請求受付日での取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

### (2) 換金（解約）価額

一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

一部解約金（換金代金）は、販売会社の営業所等において、原則として、一部解約請求受付日から起算して8営業日目から受益者に支払います。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより入手可能なほか、委託会社のホームページ上でも確認することができます。

### (3) 換金（解約）単位

販売会社が別途個別に定める単位とします。販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金手数料はありません。ただし、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額となります。

### (5) 一部解約の実行の請求の受け付けを中止する特別な場合

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、投資ファンドの運用の中止、投資ファンドの価格の算出・公表等の遅延・停止、投資ファンドの購入や換金の一部または全部の制限・延期・中止、その他やむを得ない事情があるときには委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを制限・中止する場合があります。また、既に受け付けた一部解約の実行の請求を取消しする場合があります。上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当該一部解約請求受付日に係る一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、前記(2)の規定に準じて計算された価額とします。

### (6) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日ににおける受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

##### 《主な投資対象の評価方法》

外国投資証券：原則として、計算時において知りうる直近の日の純資産価格で評価します。

親投資信託：原則として、計算日の基準価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

##### 基準価額の算出頻度および照会先

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下のとおりです。

**照会先：リクソー投信株式会社**

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-6777-6900

(受付時間：営業日の 9:00～17:00)

また、基準価額（1万口当たり）は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に「未来いしづえ」と掲載されます。

#### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、2015年4月13日（信託設定日）より2025年3月14日までとします。ただし、「(5)その他 信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は2015年4月13日から2016年3月15日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当該信託の終了の日とします。

#### (5) 【その他】

##### 信託の終了

###### 1) 投資信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約すること等の事由により投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、投資ファンドが運用を中止したり償還した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記の繰上償還条項にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、次に該当する場合には適用しません。
  - イ. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
  - ロ. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合

## 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

## 4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しよ

うとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- 2) 委託会社は、前記1)の事項（前記1）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 前記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- 6) 前記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前記1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.lyxor.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2) 他の受益者が有する受益権の内容

### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日刊工業新聞に掲載します。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、原則として、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。

### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

## 投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

### 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われこととなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

## 4 【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。一部解約金の支払いは販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

### (4) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(2018年 3月16日から2019年 3月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ミルバーン・コーナーストーン・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	注記 事項	第3期	第4期
		(2018年3月15日現在)	(2019年3月15日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		596,508	149,455
コール・ローン		23,011,123	74,079,189
投資証券		2,792,051,281	1,871,523,630
親投資信託受益証券		129,994,453	59,923,361
流動資産合計		2,945,653,365	2,005,675,635
資産合計		2,945,653,365	2,005,675,635
負債の部			
流動負債			
未払解約金		-	49,715,000
未払受託者報酬		765,992	482,941
未払委託者報酬		18,000,714	11,348,963
未払利息		63	142
その他未払費用		784,470	707,651
流動負債合計		19,551,239	62,254,697
負債合計		19,551,239	62,254,697
純資産の部			
元本等			
元本	1,2	3,095,882,581	1,932,615,870
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )	3	169,780,455	10,805,068
(分配準備積立金)		-	23,243,003
元本等合計		2,926,102,126	1,943,420,938
純資産合計		2,926,102,126	1,943,420,938
負債純資産合計		2,945,653,365	2,005,675,635

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	注記 事項	第3期	第4期
		自 2017年3月16日 至 2018年3月15日	自 2018年3月16日 至 2019年3月15日
		金額	金額
営業収益			
受取利息		53	42
有価証券売買等損益		21,483,978	206,401,257
営業収益合計		21,484,031	206,401,299
営業費用			
支払利息		71,948	26,363
受託者報酬		1,968,051	1,116,706
委託者報酬		46,249,001	26,242,417
その他費用		1,425,338	1,211,301
営業費用合計		49,714,338	28,596,787
営業利益又は営業損失( )		28,230,307	177,804,512
経常利益又は経常損失( )		28,230,307	177,804,512
当期純利益又は当期純損失( )		28,230,307	177,804,512
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額( )		71,598,196	62,099,880
期首剰余金又は期首次損金( )		158,146,168	169,780,455
剰余金増加額又は欠損金減少額		90,974,314	65,343,040
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠 損金減少額		90,974,314	65,343,040
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,780,098	462,149
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠 損金増加額		2,780,098	462,149
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )		169,780,455	10,805,068

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資証券 移動平均法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法により、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 (2018年3月15日現在)	第4期 (2019年3月15日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	7,011,462,834円	3,095,882,581円
期中追加設定元本額	110,529,034円	31,748,476円
期中一部解約元本額	4,026,109,287円	1,195,015,187円
2.計算期間末日における受益権の総数	3,095,882,581口	1,932,615,870口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は169,780,455円であります。	-

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

区分	第3期 自 2017年 3月16日 至 2018年 3月15日	
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	- 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,095,882,581 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	- 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

区分	第4期 自 2018年 3月16日 至 2019年 3月15日	
<b>分配金の計算過程</b>		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,243,003 円
収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	23,243,003 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,932,615,870 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	120 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

#### (金融商品に関する注記)

##### 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として円建て外国投資法人の投資証券及び親投資信託受益証券を、売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク及び信用リスク等があります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

### 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 (2018年3月15日現在)	第4期 (2019年3月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 投資証券及び親投資信託受益証券          「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務          これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 投資証券及び親投資信託受益証券          同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務          同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

#### (有価証券に関する注記)

第3期 (2018年3月15日現在)

#### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	73,956,599
親投資信託受益証券	42,064
合計	73,998,663

第4期 (2019年3月15日現在)

#### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	134,446,482
親投資信託受益証券	60,074
合計	134,386,408

#### (デリバティブ取引に関する注記)

第3期 (2018年3月15日現在)

該当事項はありません。

第4期 (2019年3月15日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自 2017年3月16日 至 2018年3月15日)

該当事項はありません。

第4期 (自 2018年3月16日 至 2019年3月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第3期 (2018年3月15日現在)	第4期 (2019年3月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9452円 (9,452円)	1.0056円 (10,056円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資証券	マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド(クラスD 日本円(ヘッジなし))	178,785.215	1,871,523,630	
投資証券合計		178,785.215	1,871,523,630	
親投資信託受益証券	リクソー・マネー・マザーファンド	60,073,545	59,923,361	
親投資信託受益証券合計		60,073,545	59,923,361	
	合計		1,931,446,991	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、ジャージー籍外国投資法人である「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」のクラスD日本円（ヘッジなし）の投資証券及び「リクソー・マネー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」及び「親投資信託受益証券」は、すべてこれらの投資証券及び親投資信託受益証券です。

なお、これらの外国投資法人及び親投資信託の状況は以下の通りです。

### 1. 「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」の状況

「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド（クラスD日本円（ヘッジなし））」はジャージー籍の外国投資証券です。同投資証券は、2018年5月31日に計算期間が終了し、ジャージーにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

以下に掲載する「貸借対照表」、「損益計算書」及び「買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の変動計算書」は財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

「マネージド・ファンド／ミルバーン・マルチアセット・ファンド・リミテッド」

**貸借対照表  
(米ドル)**

2018年5月31日

2017年5月31日

**流動資産**

損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

有価証券	10,926,749	30,864,253
先物買建てポジション	162,245	444,556
先物売建てポジション	2,267	73,843
先物為替予約	270,117	345,842
現金及び現金等価物	16,405,966	21,334,529
その他未収金	468,690	128,035
<b>資産合計</b>	<b>28,236,034</b>	<b>53,191,058</b>

**流動負債**

損益を通じて公正価値で測定する金融負債：

先物買建てポジション	222,607	132,967
先物売建てポジション	69,022	40,789
先物為替予約	247,860	689,825
短期借入金	1,149,068	2,128,424
未払管理報酬及び未払パフォーマンスフィー	119,146	312,185
その他未払費用	149,271	279,980

負債（買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産を除く）	1,956,974	3,584,170
-----------------------------	-----------	-----------

買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産	26,279,060	49,606,888
----------------------	------------	------------

<b>負債純資産合計</b>	<b>28,236,034</b>	<b>53,191,058</b>
----------------	-------------------	-------------------

一株当たり買戻可能参加優先株の純資産額：

クラスD 日本円

2018年5月31日現在：	10,083.00円
2017年5月31日現在：	10,079.00円

**損益計算書**  
**2017年6月1日～2018年5月31日**  
**(米ドル)**

	<b>2018年5月31日</b>	<b>2017年5月31日</b>
総受取配当金	737,052	1,265,270
受取利息	73,820	36,289
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債にかかる公正価値の純変動	663,948	6,992,566
<b>投資収益(損失)合計</b>	<b>1,474,820</b>	<b>8,294,125</b>
管理報酬及びパフォーマンスフィー	(483,855)	(994,389)
配当金	-	(27,501)
その他費用	(70,825)	(135,311)
<b>費用合計</b>	<b>(554,680)</b>	<b>(1,157,201)</b>
金融費用	(10,716)	(22,686)
税引前利益(損失)	909,424	7,114,238
税金	(77,054)	(254,691)
運用による買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の増(減)	832,370	6,859,547

**買戻可能参加優先株保有者に帰属する純資産の変動計算書  
(米ドル)**

2018年5月31日

2017年5月31日

期首の買戻可能参加優先株 保有者に帰属する純資産	49,606,888	93,286,018
株式の発行額	-	878,900
株式の買戻額	(24,160,198)	(51,417,577)
運用による買戻可能参加優 先株保有者に帰属する純資 産の増(減)	832,370	6,859,547
期末の買戻可能参加優先株 保有者に帰属する純資産	26,279,060	49,606,888

2. 「リクソー・マネー・マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は、監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 事項	2018年 3月15日現在	2019年 3月15日現在
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
コール・ローン		129,988,877	59,920,811
流動資産合計		129,988,877	59,920,811
<b>資産合計</b>		129,988,877	59,920,811
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
未払利息		356	114
流動負債合計		356	114
<b>負債合計</b>		356	114
<b>純資産の部</b>			
<b>元本等</b>			
元本	1,2	130,189,738	60,073,545
剰余金			
剰余金又は欠損金( )	3	201,217	152,848
元本等合計		129,988,521	59,920,697
<b>純資産合計</b>		129,988,521	59,920,697
<b>負債純資産合計</b>		129,988,877	59,920,811

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2018年3月15日現在)	(2019年3月15日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	130,208,786円	130,189,738円
期中追加設定元本額	190,228,275円	- 円
期中一部解約元本額	190,247,323円	70,116,193円
元本の内訳		
ミルバーン・コーナーストーン・ファンド	130,189,738円	60,073,545円
合計	130,189,738円	60,073,545円
2.本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	130,189,738口	60,073,545口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は201,217円あります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は152,848円あります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っています。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として短期有価証券を、売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

**金融商品の時価等に関する事項**

区分	(2018年3月15日現在)	(2019年3月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2018年3月15日現在)

該当事項はありません。

(2019年3月15日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2018年3月15日現在)

該当事項はありません。

(2019年3月15日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2017年3月16日 至 2018年3月15日)

該当事項はありません。

(自 2018年3月16日 至 2019年3月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(2018年3月15日現在)	(2019年3月15日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9985円 (9,985円)	0.9975円 (9,975円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

( 3 ) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

ミルバーン・コーナーストーン・ファンド

2019年4月26日現在

資産総額	1,831,452,221 円
負債総額	33,442,290 円
純資産総額( - )	1,798,009,931 円
発行済口数	1,736,862,480 口
1口当たり純資産額( / )	1.0352 円

(参考)

リクソー・マネー・マザーファンド

2019年4月26日現在

資産総額	40,915,483 円
負債総額	117 円
純資産総額( - )	40,915,366 円
発行済口数	41,024,016 口
1口当たり純資産額( / )	0.9974 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

### (2) 受益者名簿

作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### (5) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

### (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2019年4月末現在

資本金の額 4億9,800万円

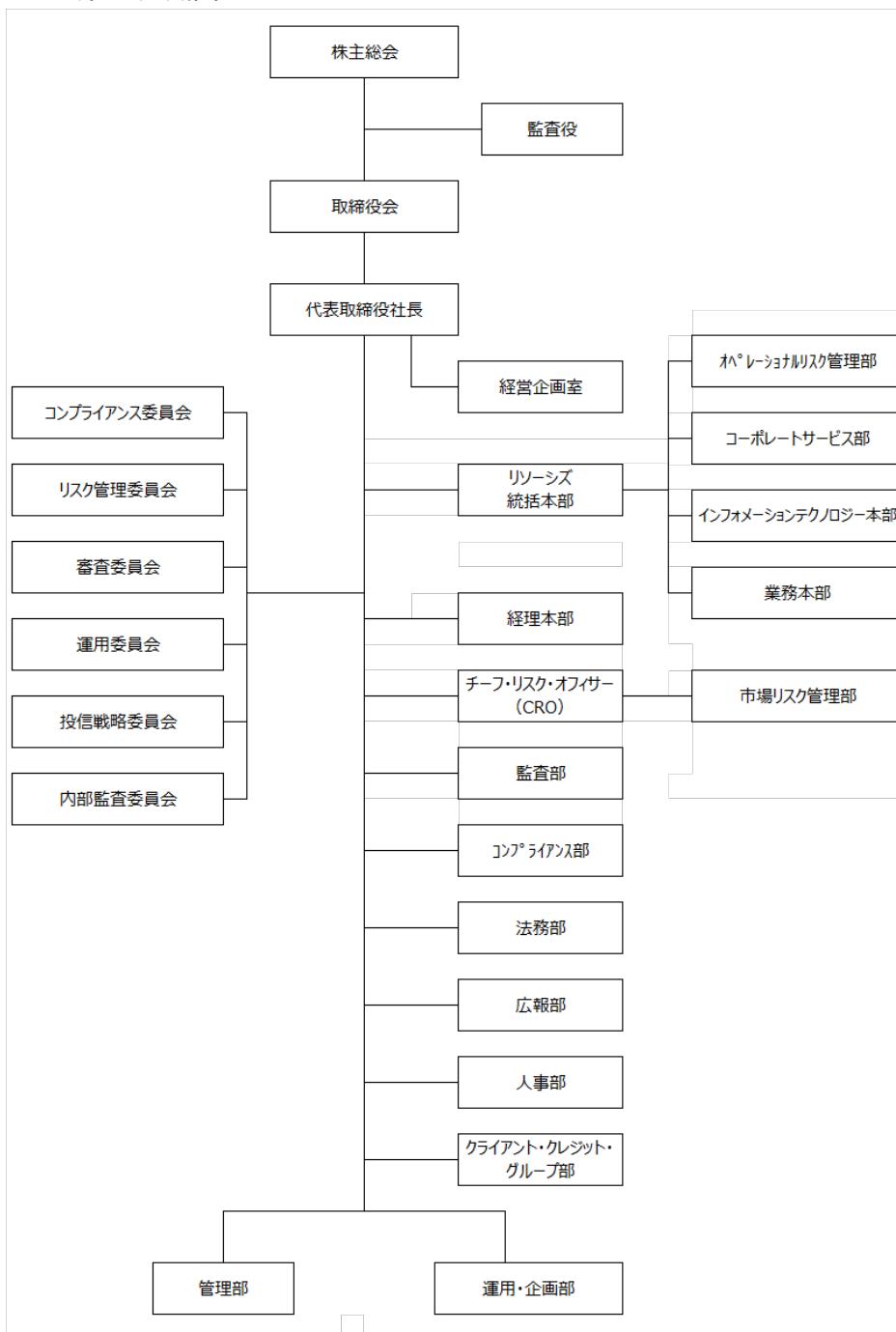
発行株式総数 40,000株

発行済株式総数 9,960株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2019年4月末現在）

会社の組織図



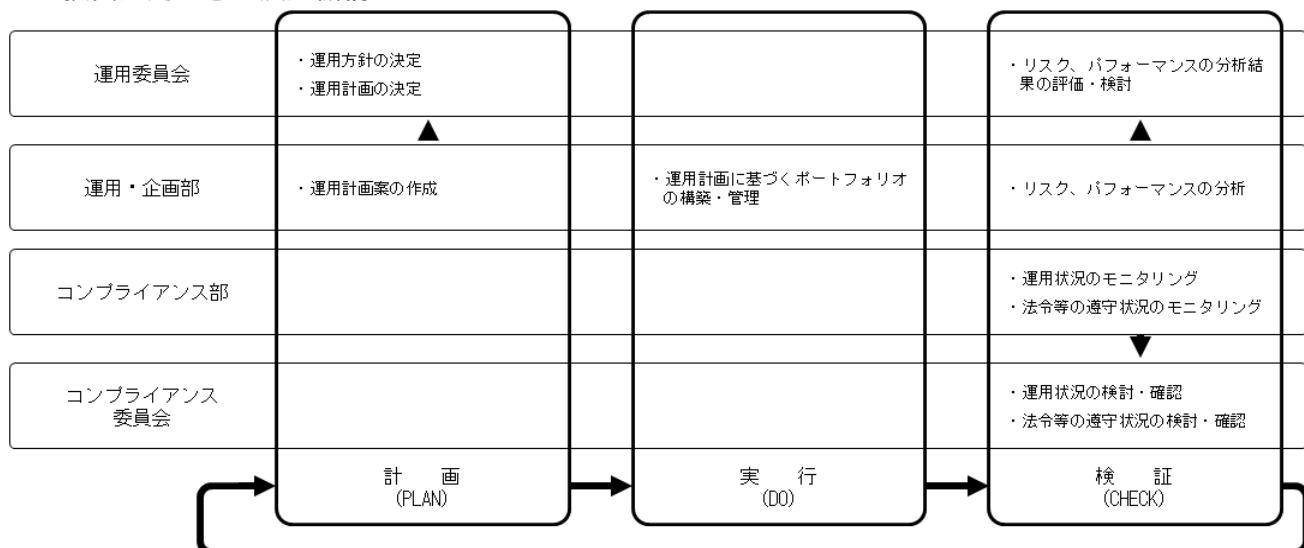
会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとしま

す。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

### 投資運用の意思決定機構



**計画 (PLAN)** : 運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。

**実行 (DO)** : 運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。

**検証 (CHECK)** : 運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

2019年4月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）の本数は14本（追加型株式投資信託14本）、純資産総額の合計は、約677,100百万円です。

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- また、委託会社であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」という）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第12期事業年度に係る中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

## 財務諸表

(1) 貸借対照表

( 単位 : 千円 )

期 別	第 10 期 (平成29年3月31日現在)			第 11 期 (平成30年3月31日現在)			
	科 目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金・預金			668,247			681,257	
前払費用			13,990			790	
未収委託者報酬			70,725			61,652	
未収入金			98			69	
未収収益			21,455			41,233	
繰延税金資産			18,387			10,459	
1年内回収予定の差入保証金			288			-	
その他流動資産			1,282			995	
流動資産計			794,476	99.5		796,459	99.8
固定資産							
有形固定資産	1		1,165			1,094	
器具備品		1,165			1,094		
無形固定資産			0			0	
ソフトウェア		0			0		
投資その他の資産			2,469			735	
長期差入保証金		21			21		
繰延税金資産		2,447			713		
固定資産計			3,634	0.5		1,829	0.2
資産合計			798,111	100.0		798,289	100.0

(単位:千円)

期 別	第 10 期 (平成29年3月31日現在)			第 11 期 (平成30年3月31日現在)		
科 目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		39			27	
未払金		83,250			73,392	
未払手数料	31,013			26,013		
その他未払金	52,237			47,378		
未払法人税等		2,472			8,744	
未払消費税等		15,488			1,829	
賞与引当金		4,981			10,604	
流動負債計	106,232		13.3		94,597	11.8
固定負債						
長期賞与引当金		-			611	
固定負債計	-				611	0.1
負債合計	106,232		13.3		95,209	11.9
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		498,000	62.4		498,000	62.4
利益剰余金						
利益準備金	16,400			16,400		
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	177,478			188,680		
利益剰余金合計	193,878		24.3		205,080	25.7
株主資本合計	691,878				703,080	
純資産合計	691,878		86.7		703,080	88.1
負債・純資産合計	798,111		100.0		798,289	100.0

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

期別	第10期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)			第11期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)					
科目	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比			
営業収益	営業収益計		% 100.0			%			
委託者報酬		629,752			559,634				
運用受託報酬		3,404			2,772				
投資助言報酬		-			59,855				
その他営業収益		100,106			88,471				
			733,263		710,734	100.0			
営業費用	営業費用計		54.6			45.7			
支払手数料		345,805			272,198				
広告宣伝費		1,589			1,300				
委託計算費		41,513			39,055				
営業雑経費		11,398			12,441				
通信費		8,653			8,699				
印刷費		370			1,543				
協会費		2,374			2,198				
	400,305		324,996						
一般管理費	一般管理費計		44.5			50.5			
給料		156,117			173,030				
役員報酬		45,984			39,664				
給料・手当		106,081			118,728				
賞与		4,051			14,637				
福利厚生費		21,136			29,125				
交際費		314			138				
旅費交通費		2,040			3,737				
租税公課		3,386			5,358				
不動産賃借料		19,742			36,688				
退職給付費用		8,684			9,870				
賞与引当金繰入額		4,387			10,103				
減価償却費		393			398				
業務委託費		69,485			50,393				
消耗品費		805			831				
会計監査費		10,981			15,235				
諸経費		28,573			24,182				
	326,048		359,095						
営業利益	営業外収益計		0.9			3.7			
営業外収益									
受取利息									
雑収入									
	0		0						
	営業外費用計		0.1			0.0			
営業外費用									
為替差損									
	253		72						
経常利益	営業外費用計		0.0			0.0			
税引前当期純利益									
	253		72						
	7,151		26,581		3.7				
	7,151		26,581		3.7				

法人税、住民税及び事業税	289	0.0	5,718	0.8
法人税等調整額	6,425	0.9	9,661	1.4
当期純利益	436	0.1	11,201	1.6

(3) 株主資本等変動計算書

第 10 期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 )

(単位 : 千円 )

	株主資本					純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合 計			
当期首残高	498,000	16,400	177,042	193,442	691,442	691,442	
当期変動額							
当期純利益			436	436	436	436	
当期変動額合計	-	-	436	436	436	436	
当期末残高	498,000	16,400	177,478	193,878	691,878	691,878	

第 11 期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 )

(単位 : 千円 )

	株主資本					純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合 計			
当期首残高	498,000	16,400	177,478	193,878	691,878	691,878	
当期変動額							
当期純利益			11,201	11,201	11,201	11,201	
当期変動額合計	-	-	11,201	11,201	11,201	11,201	
当期末残高	498,000	16,400	188,680	205,080	703,080	703,080	

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第11期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)		
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	器具備品	4～15年
器具備品	4～15年		
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>(2) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p>		
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。		
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>		

(未適用の会計基準等)

- 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会）
- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

（会計処理の見直しを行った主な取扱い）

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定期

平成31年3月期の期首から適用します。

### （3）当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

### （1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

### （2）適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

### （3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

第 10 期 (平成29年3月31日現在)	第 11 期 (平成30年3月31日現在)				
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,852千円</td> </tr> </table>	器具備品	2,852千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,250千円</td> </tr> </table>	器具備品	3,250千円
器具備品	2,852千円				
器具備品	3,250千円				

## (損益計算書関係)

第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 )	第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )				
<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>393千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	393千円	<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>398千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	398千円
有形固定資産	393千円				
有形固定資産	398千円				

( 株主資本等変動計算書関係 )

第 10 期会計期間  
(自平成28年4月 1日  
至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

( 単位 : 株 )

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

該当なし

第 11 期会計期間  
(自平成29年4月 1日  
至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

( 単位 : 株 )

	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,960	-	-	9,960

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種 類	配当の 原資	配当金の 総額 ( 百万 円 )	1株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
平成30年6月 19日 定時株主総会	普通 株式	利益剩 余金	10	1,004.02	平成30年 3月31日	平成30年 6月19日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	第10期 (平成29年3月31日現在)	第11期 (平成30年3月31日現在)
1年内	20,896	20,896
1年超	36,568	15,672
合計	57,464	36,568

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金のすべてが要求払預金であります。一部の要求払預金は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未収分であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは限定的であります。

未収入金はファンドの繰上償還にかかる消費税還付金の立替です。これらは短期で決済されるため、信用リスクは限定的であります。

営業債権である未収収益は海外の関連会社への円建て債権であり、そのすべてが1年内に決済されます。

営業債務である未払手数料及びその他未払金はそのすべてが1年内の支払期日であります。その他未払金の一部には海外の関連会社への外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

## 市場リスクの管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。  
また、外貨建金銭債務については、同じ外貨建ての預金を保有することにより、リスクを低減しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

第 10 期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

( 単位 : 千円 )

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	668,247	668,247	-
未収委託者報酬	70,725	70,725	-
未収入金	98	98	-
未収収益	21,455	21,455	-
未払手数料	31,013	31,013	-
その他未払金	52,237	52,237	-

第 11 期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

( 単位 : 千円 )

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	681,257	681,257	-
未収委託者報酬	61,652	61,652	-
未収入金	69	69	-
未収収益	41,233	41,233	-
未払手数料	26,013	26,013	-
その他未払金	47,378	47,378	-

### ( 注1 ) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収入金、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって  
あります。

### ( 注2 ) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第 10 期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
預金	668,247	-
未収委託者報酬	70,725	-
未収入金	98	-
未収収益	21,455	-
合計	760,526	-

第 11 期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超
預金	681,257	-
未収委託者報酬	61,652	-
未収入金	69	-
未収収益	41,233	-
合計	784,213	-

(税効果会計関係)

第 10 期 (平成29年3月31日現在)	第 11 期 (平成30年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
流動の部 （単位：千円）	流動の部 （単位：千円）
繰延税金資産	
賞与引当金 1,537	賞与引当金 1,300
未払金 6,907	未払金 3,070
未払事業税否認 673	未払事業税否認 1,088
繰越欠損金 9,592	繰越欠損金 5,000
繰延税金資産合計 18,710	繰延税金資産合計 10,459
繰延税金負債	
前払費用 323	繰延税金負債 713
繰延税金資産の純額 18,387	繰延税金資産合計 713
固定の部	
繰延税金資産	
繰越欠損金 2,447	
繰延税金資産の純額 2,447	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
（%）	（%）
法定実効税率 30.86	法定実効税率 30.86
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 56.87	交際費等永久に損金に算入されない項目 24.70
住民税均等割等 4.06	住民税均等割等 1.09
その他 2.11	その他 1.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率 93.90	税効果会計適用後の法人税等の負担率 57.86

(セグメント情報)

第10期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第11期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。	同左

(セグメント関連情報)

第10期  
(自平成28年4月 1日  
至平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス(欧州)	合計
3,404	100,106	103,511

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。  
なお、委託者報酬629,752千円については制度上、顧客情報を知りえないため  
含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の  
金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	100,106	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を  
省略しております。

第 11 期  
(自平成29年4月 1日  
至平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス(欧州)	合計
2,772	148,327	151,099

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬559,634千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	148,327	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 )	第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 )	第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )
該当事項はありません。	同左

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 )	第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )
該当事項はありません。	同左

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第 10 期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ソシエテ・ジェネラル	フランス パリ	1,010百万ユーロ	銀行業	被所有 100%	なし	業務委託	費の支払い (注3)	9,923	未払金	11,591
親会社	ソシエテ・ジェネラル 銀行 東京 支店	東京都 千代田区	2,013 百万円	銀行業	なし	なし	業務委託	費の支払い (注3)	7,961	未払金	7,823

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソー アセッ ト・マネ ジメン ト・エ ス・エ イ・エス	フランス パリ	161,106 千ユーロ	資産運用会社	なし	取締役 1名	外国投信付随業務	付随業務 サービス料の受け取り (注1)	100,106	未収収益	21,455
								付随業務 サービス料の支払い (注2)	45,334	未払金	3,681

親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル 証券会社 東京支店	東京都 千代田区	290,543 千米ドル	証券業	なし	取締役 1名	外国投 信付隨 業務 及び 業務 委託	出向者 給与の 支払 い (注4)	9,400	-	-
								業務委託 費の支払 い (注3)	5,504	-	-
親会社の子会社	ソシエ テ・ジェ ネラル 証券株式 会社	東京都 千代田区	357億 6,500 万円	証券業	なし	取締役 2名	外国投 信付隨 業務 及び 業務 委託	出向者給 与の支払 い (注4)	96,680	-	-
								業務委託 費の支払 い (注3)	56,020	未払金	12,534

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。
- (注2) 付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注3) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注4) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

3. 当年度よりソシエテジェネラルはソシエテ・ジェネラルに名称を統一しております。

第 11 期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業 の 内容	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ・ ジェネラル	フランス パリ	1,010百万 ユーロ	銀行 業	被所有 100%	なし	業務 委託	業務委託 費の支払 い (注4)	10,116	未払金	13,483
親会社	ソシエテ・ ジェネラル 銀行 東京 支店	東京都 千代田区	2,013 百万円	銀行 業	なし	なし	業務 委託	業務委託 費の支払 い (注4)	9,482	未払金	864

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業 の 内容	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子 会社	リクソー アセッ ト・マネ ジメン ト・エ ス・エ イ・エス	フランス パリ	161,106 千ユー ロ	資産 運用 会社	なし	取締役 1名	外国投 信付隨 業務	助言報酬の 受け取り (注1)	59,855	未収収益	19,996
								付隨業務 サービス 料の受け 取り (注2)	88,471	未収収益	21,236
								付隨業務 サービス 料の支払 い (注3)	11,301	未払金	2,701

親会社の子会社	ソシエテ・ジェネラル 証券株式会社	東京都 千代田区	357億 6,500 万円	証券業	なし	取締役 2名	外国投 信付隨 業務 及び 業務 委託	出向者給 与の支払 い (注5)	118,728	-	-
								業務委託 費の支払 い (注4)		40,910	未払金

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 助言報酬の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。
- (注2) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。
- (注3) 付随業務サービス料の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注4) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。
- (注5) 出向者給与の支払いについては、出向契約書に基づいて出向者に係る人件費相当額が支払われています。

## 2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

### (1) 親会社情報

ソシエテ・ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）に上場）

(一株当たり情報)

第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 )	第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )
一株当たり純資産額 69,465円72銭	一株当たり純資産額 70,590円37銭
一株当たり当期純利益金額 43円83 銭	一株当たり当期純利益金額 1,124円64 銭
なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益 金額については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。	なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益 金額については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
注) 一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 は、以下のとおりです。	注) 一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりです。
第 10 期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日 )	第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )
当期純利益金額 (千円) 436	当期純利益金額 (千円) 11,201
普通株式に係る当期純利益 金額 (千円) 436	普通株式に係る当期純利益 金額 (千円) 11,201
普通株主に帰属しない金額 (千円) -	普通株主に帰属しない金額 (千円) -
普通株式の期中平均株式数 (株) 9,960	普通株式の期中平均株式数 (株) 9,960

(重要な後発事象)

第 11 期 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日 )
該当事項はありません。

## 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 12 期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)		
科目	内訳	金額
( 資産の部 )		
流動資産		
現金・預金		647,770
前払費用		4,823
未収委託者報酬		83,826
未収収益		85,222
その他		915
流動資産合計		822,559
固定資産		
有形固定資産	1	930
器具備品		930
無形固定資産		0
ソフトウェア		0
投資その他の資産		10,793
長期差入保証金		21
繰延税金資産		10,772
固定資産合計		11,724
資産合計		834,283

(単位 : 千円)

第 12 期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)		
科目	内訳	金額
( 負債の部 )		
流動負債		
預り金		22
未払金		91,294
未払手数料	28,603	
その他未払金	62,691	
未払法人税等		10,032
未払消費税等	2	4,109
賞与引当金		31,812
流動負債合計		137,271
固定負債		
長期賞与引当金		833
固定負債合計		833
負債合計		138,105
( 純資産の部 )		
株主資本		
資本金		498,000
利益剰余金		
利益準備金	17,400	
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	180,777	
利益剰余金合計		198,177
株主資本合計		696,177
純資産合計		696,177
負債・純資産合計		834,283

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 12 期中間会計期間 (自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日 )		
科目	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		277,132
運用受託報酬		1,321
投資助言報酬		19,739
その他営業収益		45,281
営業収益合計		343,475
営業費用		
支払手数料		122,229
広告宣伝費		711
委託計算費		27,551
営業雑経費		6,766
通信費	5,118	
印刷費	392	
協会費	1,255	
営業費用合計		157,259
一般管理費		
給料		73,030
役員報酬	13,962	
給料・手当	59,068	
福利厚生費		13,913
交際費		238
旅費交通費		983
租税公課		3,267
不動産賃借料		14,885
退職給付費用		4,850
賞与引当金繰入額		19,307
減価償却費	1	164
業務委託費		27,876
消耗品費		334
会計監査費		6,139
諸経費		10,568
一般管理費合計		175,559
営業利益		10,656
営業外収益		
受取利息		0
営業外収益合計		0
営業外費用		
為替差損		19
営業外費用合計		19
経常利益		10,636
税引前中間純利益		10,636
法人税、住民税及び事業税		7,138

法人税等調整額		401
中間純利益		3,097

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 12 期中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日 )

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計		
	資本金	利益剰余金						
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合 計				
当期首残高	498,000	16,400	188,680	205,080	703,080	703,080		
当中間期変動額								
剩余金の配当		1,000	11,000	10,000	10,000	10,000		
中間純利益			3,097	3,097	3,097	3,097		
当中間期変動額合計	-	1,000	7,902	6,902	6,902	6,902		
当中間期末残高	498,000	17,400	180,777	198,177	696,177	696,177		

### 重要な会計方針

項目	第 12 期中間会計期間 (自2018年4月 1日 至2018年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 4 ~ 15 年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

### （追加情報）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

第 12 期中間会計期間末 ( 2018年9月30日現在 )

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

器具備品 3,414千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

( 中間損益計算書関係 )

第 12 期中間会計期間

( 自2018年4月 1日  
至2018年9月30日 )

1 減価償却費は以下の通りであります。

有形固定資産 164千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 12 期中間会計期間 (自2018年4月 1日 至2018年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)				
	当事業年度 期首株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960
2. 配当に関する事項 配当金支払額				
決議	株式の種 類	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	10	1,004.02	2018年 3月31日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

第 12 期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)	
1年内	20,896
1年超	5,224
合計	26,120

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

(金融商品関係)

第12期中間会計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	647,770	647,770	-
未収委託者報酬	83,826	83,826	-
未収収益	85,222	85,222	-
未払手数料	28,603	28,603	-
その他未払金	62,691	62,691	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、及びその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(セグメント情報)

第12期中間会計期間  
(自2018年4月1日  
至2018年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

第12期中間会計期間  
(自2018年4月1日  
至2018年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス(欧州)	合計
1,321	65,021	66,342

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬277,132千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス	65,021	資産運用業

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 12 期中間会計期間  
(自2018年4月 1日  
至2018年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 12 期中間会計期間  
(自2018年4月 1日  
至2018年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 12 期中間会計期間  
(自2018年4月 1日  
至2018年9月30日)

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第 12 期中間会計期間  
(自2018年4月 1日  
至2018年9月30日 )

一株当たり純資産額 69,897.32円

一株当たり中間純利益金額 310.97円

なお、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 一株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

第 12 期中間会計期間  
(自2018年4月 1日  
至2018年9月30日 )

中間純利益(千円)	3,097
普通株式に係る中間純利益(千円)	3,097
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	9,960

(重要な後発事象)

第 12 期中間会計期間  
(自2018年4月 1日  
至2018年9月30日 )

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件、その他委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円 (2019年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概況

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円(2019年4月1日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (2019年3月末現在)	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

2018年 6月14	有価証券報告書
日	
2018年 6月14	有価証券届出書
日	
2018年 12月13	半期報告書
日	
2018年 12月13	有価証券届出書の訂正届出書
日	

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月5日

リクソー投信株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星 知子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 修 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社  
が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

リクソー投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているミルバーン・コーナーストーン・ファンドの2018年3月16日から2019年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミルバーン・コーナーストーン・ファンドの2019年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2018年12月4日

リクソー投信株式会社

取締役会

御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 素 子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稻 葉 修	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リクソー投信株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。